

令和 4 年度 事業計画書

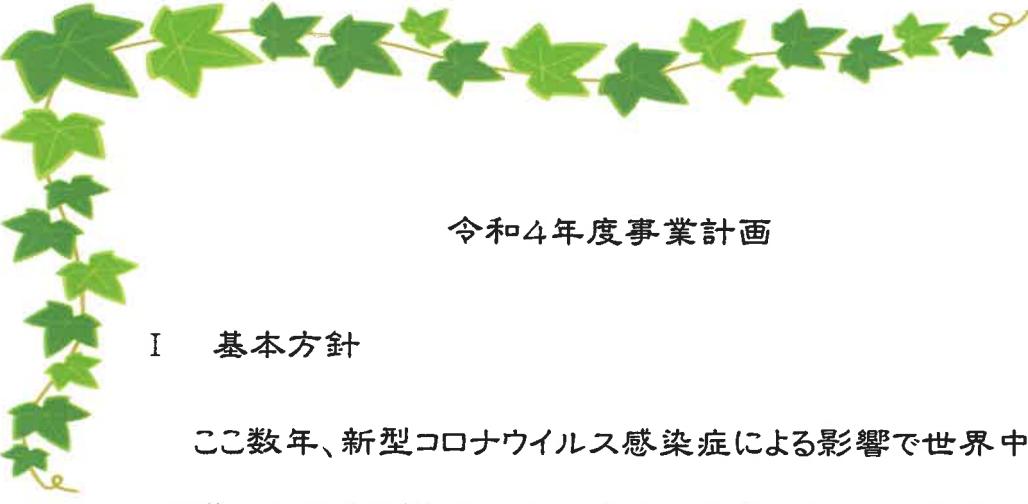


社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

目 次

令和4年度 事業計画

I	基本方針	1
	【重点項目】①～⑥	2
II	基本計画	3
	総務課	
1.	法人運営事業	3
2.	社会福祉充実計画	3
3.	社協事業の広報活動	4
4.	指定管理事業	4
5.	福祉表彰	4
6.	赤い羽根共同募金事務	5
	福祉課	
1.	地区社協活動推進事業	5
2.	住民福祉事業	6
3.	総合相談事業	6
4.	ふれあいのまちづくり事業	7
5.	災害ボランティアセンター事業	8
6.	障がい者移動支援事業	8
7.	高齢者筋力トレーニング事業	9
8.	健康づくりサポート事業	9
9.	通所型介護予防普及啓発事業	9
10.	生活福祉資金貸付事業	9
11.	地域生活支援事業	9
12.	外出支援サービス事業	11
13.	地域ミニデイ推進事業	11
14.	日常生活自立支援事業	12
15.	生活支援体制整備事業	12
16.	共同募金配分金事業	12
17.	その他の事業	15

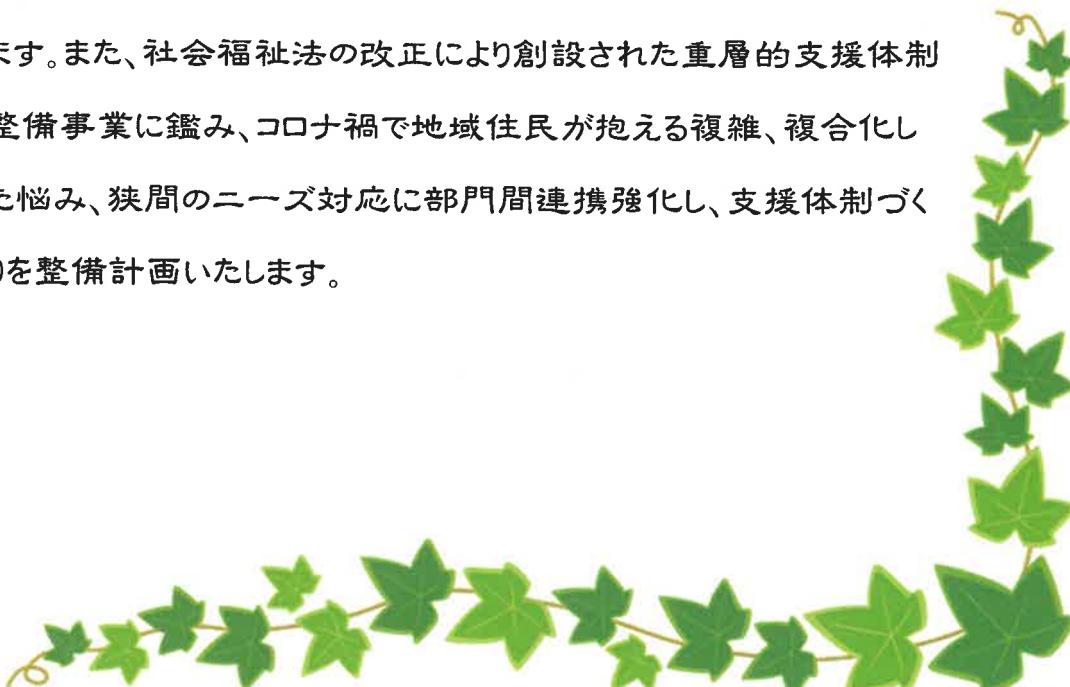


令和4年度事業計画

I 基本方針

ここ数年、新型コロナウィルス感染症による影響で世界中の国々が様々な施策を講じていますが、まだ終息に至らない現実があります。我が国でもまん延防止や緊急事態宣言発令されますが、そのたびに私たちの暮らしは更なる抑制に翻弄され、コロナ禍前とは随分と変化いたしました。

コロナ禍が日常となっている今、朝倉市社会福祉協議会では、令和4年度を変革の年として、生活支援体制整備事業をはじめ、成年後見制度の研修会、防災についてのフェア開催、情報発信のホームページや広報紙「社協だより」のリニューアルを計画実施し、地域や住民にもっと寄り添えるように『協働』の取り組みを始めます。また、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業に鑑み、コロナ禍で地域住民が抱える複雑、複合化した悩み、狭間のニーズ対応に部門間連携強化し、支援体制づくりを整備計画いたします。



【重点項目】

- ① 社協職員が一丸となれるように定期的に会議を持ち、事業調整や新規事業への発案や準備を行い、計画性を持って未来の社協像を構築できるよう尽力いたします。
- ② 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざし、これまで以上に地域住民の地域生活課題の解決に向けて、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に努めます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症により、様々な人々の日常生活が一変し、悩みごと、相談ごとが増加傾向にあります。相談支援の強化やライフレスキュー事業の速やかな対応をめざします。
- ④ 『社協だより』や『ホームページ』の一新を図り、市民のみなさまへ愛され、親しみのある地域に開かれた組織を目指します。また、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、地域づくりの情報発信、情報公開や説明責任を果たすよう努めます。
- ⑤ 災害が頻発する昨今、『災害に強いまちづくりへ』と邁進するため、災害備蓄倉庫及び資材の管理徹底を行い、防災への研鑽を積み、朝倉市や関係機関との連携を密にすることで、市民の防災への意識づくりに努めます。また、ボランティアセンター運営については、両筑地区の社協との情報交換及び連帯感を一層深め、災害対策や災害後の復旧の体制づくりの強化に努めます。
- ⑥ コロナ禍で共同募金啓発活動に変化がありますが、創意工夫し、更なる推進と事業の充実を図ります。

II 基本計画

総務課

1. 法人運営事業

昨年6月に役員、評議員の一斉改選を迎え、新体制となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言期間などにより、理事会及び評議員会を書面決議や行事の中止という事態に十分な活動ができませんでした。

これまで以上にコロナ禍の中でも何がやれるかを追求し、役員及び評議員の方々へ社協が行っている事業への理解をいかに深めていただけるのか、また住民の方へ社会福祉事業の発信ができているかを追求しながら、総合的な企画や社協事業全体の組織管理業務に努めて参ります。

今般は、コロナ禍で皆さまからの淨財も年々大幅に減少しつつ、福祉サービスへの還元が厳しいものとなってきています。私たちは、住民や関係機関及び団体等の皆さんに信頼される「社協」として、より効果のあるサービスの提供を目指し、「**(ふ)**だんの**(く)**らしの**(じ)**あわせ」を市民の皆さんと一緒に感じていただけるよう尽力することで皆様からの理解を得、ご協力いただけるものと考えます。

このほか、労働法制に基づいた労務管理を行い、研修・能力開発など計画的な人材育成を図り、社協の発展、強化計画の策定など将来のビジョンの検討を行ってまいります。

2. 社会福祉充実計画

3年目となる本年度は、法人運営用のマイクロバスの購入を予定しています。車椅子を利用されている方もバスを利用できるように車椅子を積載でき、熱中症や水分補給のための飲料水や保冷剤を備蓄できるように冷蔵庫を完備し、ゆったりとした座席を確保するために、手荷物スペースを確保した車両を計画しています。

3. 社協事業の広報活動

社協広報誌「社協だより」が3ヵ月に1回の年4回の発行になります。年6回から発行回数が減りますが、全ページカラーにし、ページ数も増やします。年間行事のお知らせやレイアウトも一新し、新たに社協キャラクターを公募し親しみやすい社協として、市民参加型の記事づくりを目指します。また、ホームページやフェイスブックを活用して、常に新しい情報を閲覧者に届け、社協の事業や福祉活動をわかりやすく身近な社協となるべく、大幅なリニューアルを予定しています。

4. 指定管理事業

行政から受託している朝倉及び杷木の老人福祉センター2か所の指定管理を担っています。老人福祉法第14条に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とするセンター運営を施行いたします。具体的には、利用者に危険がなく安心して使用できるように防火管理及び避難訓練の徹底、器具点検や館内の衛生面の管理、室温調整等を怠ることなく、市への報告を密にし、施設の維持管理に努めます。また、コロナ禍での来館者への検温、手指消毒を促し、気持ちよく利用していただくため、清掃に気を配り、集いの場となるよう、尽力いたします。

5. 福祉表彰

朝倉市の社会福祉に多大に貢献また永年尽力された方や団体を対象に、被表彰者を地区社会福祉協議会等から推薦いただき、表彰審査会にて諮り、福祉表彰式を開催し、表彰することで、被表彰者等の活動を市民に周知します。これからの中の福祉活動の礎となるように活発なボランティア活動の普及に尽力いたします。

6. 赤い羽根共同募金事務

地域の社会福祉活動のための貴重な財源として、赤い羽根共同募金の啓発運動を推進いたします。一昨年に引き続き、コロナ禍での赤い羽根共同募金啓発運動となり、さまざまな制限がある中でも皆さまのおかげで、多額の募金が集まりました。

若年層から「赤い羽根共同募金運動」の理解を広めるため、赤い羽根共同募金イメージキャラクター「愛ちゃん希望くん」の「ぬり絵」や世代を問わず参加できる「まちがいさがし」の掲載など、市民参加型の工夫のある募金活動に取り組み、自動販売機募金や百貨店プロジェクトなどの企業からの参加方法も積極的に推進していきます。

これからも地域の社会福祉活動への募金活用方法を市民へわかりやすく伝え、赤い羽根共同募金運動の更なる推進に取り組みます。

福祉課

1. 地区社協活動推進事業

住み慣れた地域の中で、すべての人が自分らしく安心して生活のできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地区社会福祉協議会と協働し地域福祉活動を推進していきます。

(1) 地区社会福祉協議会との連携強化

身近な地域での住民のつながり・支えあい活動を推進していくため、地区社会福祉協議会と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域福祉活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 第2期朝倉市地域福祉活動計画の推進（2018年度～2023年度）

平成30年度に策定した「第2期朝倉市地域福祉活動計画」の推進を行うため、地区社会福祉協議会と協働しながら、地区の課題や問題点の課題解決に向けて更なる連携強化を図ります。

2. 住民福祉事業

P－UP事業（筋力トレーニング教室）

16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康増進を目的として実施します。

3. 総合相談事業

(1) 総合相談

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとに対して、専任相談員、民生委員、弁護士、司法書士による相談事業を行います。

- ① 心配ごと相談 甘木本所、朝倉支所、杷木支所の3か所で開催します。
- ② 法律相談 弁護士による相談（月2回）甘木本所で実施します。
- ③ 司法書士相談 司法書士による相談（月1回）甘木本所で実施します。

(2) 生計困難者等に対する相談・支援事業（ふくおかライフレスキュー事業）

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度や福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。「特定非営利活動法人フードバンク福岡」と「食品の譲渡に関する基本合意書」を締結し、保存できる食料品や調味料等の提供を月2回引き取り保管し、必要とされる方へお渡します。

① ふくおかライフレスキュー朝倉連絡会

朝倉市社会福祉施設代表者連絡会（市内13社会福祉法人）の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークを推進します。

② 制服バンク

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、生活福祉資金貸付事業を行っていますが、中学校入学時の貸付はありません。

入学時の制服代等の負担が大きいため、生活福祉資金の貸付が受けられないかとの相談が複数あったため、中学校を卒業された方から、不要になった制服をお預かりし、必要とされる方へお渡しする事業（制服バンク）を行います。

4. ふれあいのまちづくり事業

地域においてさまざまな人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障がい者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的に取り組みます。

(1) 地域福祉活動推進事業

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に對して助成を行います。

(2) ボランティアに関する相談・援助、紹介、情報提供支援事業

ボランティアコーディネーターを配置して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。また、市民の自主的参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

(3) 高齢者等地域見守り活動事業

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(4) 福祉ボランティア団体支援事業

市内を対象として福祉を目的とした地域福祉活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行います。

(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

(6) 布の絵本育成事業

布の絵本やおもちゃの制作講座の開催、布の絵本やおもちゃの貸出・寄贈を行います。

(7) 心配ごと相談事業

民生委員・児童委員協議会と協力しながら、市民の困りごとの相談事業を行います。

5. 災害ボランティアセンター事業

災害時に備えて、災害ボランティア活動を行うために必要な資機材などを購入する費用を計上します。

6. 障がい者移動支援事業

視覚に障がいのある方を対象として外出の移動支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。

7. 高齢者筋力トレーニング事業

高齢者（65歳以上）の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間（22回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

8. 健康づくりサポート事業

高齢者筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的として実施します。

9. 通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）

高齢者（65歳以上）の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事など新しいことや繰り返しを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりをめざして、いつまでも自宅で健康に生活ができるように支援します。

10. 生活福祉資金等貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯用に対し、低利子又は無利子で福祉資金貸付を行うことで、経済的な自立をめざし、安定した生活に結び付けることを目的としています。

11. 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や個性に応じ自立した日常生活又は、社会生活を営むことができることを目的に取り組みます。

(1) 奉仕員養成研修事業

- ・点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施します。

- ・朗読奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施します。

(2) 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るために、手話奉仕員の養成講座を実施します。

- ・手話通訳者養成講座（通訳II講座）

聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を実施します。

(3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、音訳CDを作成し、生活上必要性の高い情報などを定期的に提供する事業。

- ・広報あさくら、社協だより、議会だより

(4) 生活訓練等事業

- ・視覚障がい者生活訓練事業

視覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

- ・聴覚障がい者コミュニケーション情報教室

聴覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

- ・身体障がい者生活訓練事業

身体に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

- ・知的障がい者生活訓練事業

知的障がいのある方を対象に生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施します。

(5) 自発的活動支援事業

ボランティア活動での施設等の訪問時に、障がい児・者の社会復帰に関する活動に対して、必要な援助・助言・相談を行うボランティア活動が円滑に出来るように、活動に役に立つ情報提供を行う事業を実施します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を配置します。

(7) 移送サービス事業

一般の交通手段を利用することが困難な身体に障がいがある方に、移送サービス用自動車を運行する事業を実施します。

24時間テレビより福祉車両(スロープ付き普通自動車)の寄贈いただきました。

12. 外出支援サービス事業

通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）に参加される方を対象としてマイクロバスによる送迎を行います。

13. 地域ミニデイサービス推進事業（ふれあい・いきいきサロン）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、社会参加や介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるように隨時説明会等を行い推進します。

14. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行い支援します。

15. 生活支援体制整備事業（新規事業）

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、地区社協や民生委員・児童委員、各ボランティア団体等、各機関とのネットワークを生かし、さまざまな人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に、第2層協議体構築・運営支援業務として「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により高齢者を支える地域づくりを進めて行きます。

16. 共同募金配分金事業

共同募金に対する市民の理解を深めながら、募金活動に努めるとともに、地域福祉の推進を図るために以下の事業を行います。

(1) 高齢者等地域見守り活動事業（ふれあいのまちづくり事業）

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(2) ふれあい・いきいきサロン支援事業

在宅福祉サービス事業の向上として、地区社会福祉協議会を窓口に、市内で活動するふれあい・いきいきサロンに対して、助成を行います。

(3) 朝倉市老人クラブ連合会支援事業

朝倉市老人クラブ連合会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(4) 障がい児・者ボランティアワーク事業

市内在住の学生やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ体験等を行い、交流を通じて障がいに対する理解を深めることを目的に実施します。

(5) 障がい児・者レクリエーション交流事業

市内在住の障がいのある子どもやその家族とボランティアの交流することにより、障がいに対する理解と福祉の向上を図ることを目的に実施します。

(6) 朝倉市身体障がい者福祉協会支援事業

朝倉市身体障がい者福祉協会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(7) 小・中学生ボランティアスクール事業

小・中学生を対象に地域に住んでいる障がいのある方との交流と地域のバリアとバリアフリーを確認する活動を実施します。

(8) 福祉教育指定校事業

市内の小・中・高校の生徒を対象として、福祉学習の助成並びに指導を行います（福祉教育指定校連絡会の開催）。

(9) 朝倉市母子寡婦福祉会支援事業

朝倉市母子寡婦福祉会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(10) 福祉機器整備事業

福祉機器の修理や福祉体験学習に使用する器具などの整備を行います。

(11) 住民福祉ボランティアのつどい事業（ふれあいのまちづくり事業）

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成をして、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

(12) 福祉ボランティア育成事業

福祉ボランティア活動に関心のある市民を対象に、福祉に関する各種講座を開催し、ボランティアの育成を行います。また、市社協登録福祉ボランティア団体に対して、活動助成を行います。

(13) 地域福祉活動推進事業（ふれあいのまちづくり事業）

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して助成を行います。

(14) 朝倉市ボランティア連絡協議会支援事業

朝倉市ボランティア連絡協議会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(15) 朝倉市保護司会支援事業

朝倉市保護司会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(16) 災害防災対策事業

災害防災のために必要となる講座等を開催することで、適切な方法を学び、災害時に必要な活動を迅速に行うことが出来ること。また、災害ボランティアへの関心を高めることを目的に講習会を開催します。

(17) 協働推進事業（新規事業）

市内の地域課題に対して、課題解決のための活動を実施しているまたは、実施する計画がある市民活動団体に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動を促進し、団体と本会が協働で事業を推進して行くことで、柔軟性や新しい発想を活かして課題解決に取り組み、地域福祉活動の推進を図ることを目的とします。

(18) 防災フェスタ in あさくら 2022 (新規事業)

九州北部豪雨から発災から5年の節目を迎え、もしもの備えとして、改めて防災について学ぶことで、災害に強い朝倉市を目指すとともに、自助・共助・互助の意識を高め、平時からのつながりを大切さ、必要性を再確認することを目的として開催します。

(19) 市民向けの教養講座（終活セミナー）（新規事業）

市民向けの講座を開催することで、個々の知識を高め、自己理解を深めることを目的とします。

誰もが持っている「人生の後半をどう生きるか」という漠然とした疑問を解決し、早めに準備することで残された人生を心豊かに安心して暮らせることができる講座を開催します。

17. その他の事業

その他の事業として、下記の事業を行います。

(1) 視察研修受け入れ

地区社会福祉協議会事業、ふれあい・いきいきサロン、災害ボランティア活動などに関する視察研修受け入れを行います。

(2) 災害ボランティア活動に向けて

災害時において、被災者が求める支援にボランティアが地域のニーズに応え、効果的に活動するための体制づくりを進めます。

・災害備蓄倉庫（災害復旧ボランティア資材倉庫）の管理運営

災害時において、ボランティアが使用する資機材を保管する資材倉庫の管理運営を行います。

・災害時支援における三者連携会議

今後、大規模な災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティアセンターの設置運営ができるように、社協、市役所（ふるさと課）、朝倉青年会議所（JCI）と協力体制を整えます。

- ・朝倉情報共有会議

災害の被災者に対する支援について、ボランティア活動等で携わっている関係各機関が集まり、情報共有・意見交換を行い災害時における支援に役立てます。

(3) 福祉体験学習

市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス、高齢者疑似体験、アイマスクなどの体験学習の指導、講師の斡旋を行います。

(4) 買い物代行支援事業

市内在住で、新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者として保健所から自宅待機を求められた人（世帯）で、親族等周りからの支援を受けることが出来ない人（世帯）に対して、食料品や日用品の買い物代行支援（週2回まで）を行います。

(5) 福祉機器の貸出

福祉機器（車いすなど）を必要とする方に貸出を行う事業

(6) 社会福祉士実習生受け入れ

社会福祉士をめざす実習生の受け入れ指導を行います。